

令和5年度札幌市立星友館中学校夜間中学給食提供業務委託仕様書

この仕様書は、札幌市立星友館中学校の在籍生徒等への夜間中学給食提供業務の内容を示すものであり、この仕様書に定める事項について確実に履行しなくてはならない。

1 業務名

令和5年度札幌市立星友館中学校夜間中学給食提供業務

2 目的

札幌市立星友館中学校に在籍する生徒等にバランスの取れた食事を300円の本人負担で弁当形式等による提供を行うことを目的とする。

3 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 履行場所

札幌市立星友館中学校（以下「学校」という。）

住所：札幌市中央区南3条西7丁目1番地

5 基本的事項

(1) 夜間中学給食の位置づけ

夜間中学給食は「学校給食法」（昭和29年法律第160号）上の給食ではないが、学校給食法第2条に規定する学校給食の目標の達成を目指し、原則、札幌市立星友館中学校在籍生徒及び教職員全員を対象に提供するものとする。但し、事前に欠席が判明しており、喫食が予定されない者や学校長が事情を勘案し、提供しないと判断した者はこの限りではない。また、このほか、学校運営に直接関わる者で喫食を希望する者にも提供する。

(2) 料金の徴収

給食利用者からの料金徴収は受託者が行うこと。

(3) 利用者の安全確保及び食の安心・安全の確保

受託者は、業務遂行に当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食材の調達、調理、提供等のあらゆる段階で食品の安全の確保に努めること。

(4) 利用者ニーズへの対応

受託者は、生徒や教職員等から寄せられた夜間中学給食に関する要望や苦情に対しては、可能な範囲で積極的に対応すること。

6 夜間中学給食の利用想定

(1) 喫食時間

18：10 から 18：35。給食を提供する日は月曜日から金曜日の学校授業日に限る（年間 190 日程度）なお、夜間中学給食提供開始日は 4 月 10 日（月）を予定。

(2) 夜間中学給食の対象者数等

4 月 1 日在籍予定者数は、新規入学予定者を含めて 106 名（R4.12.26 時点）。また、教職員数は 21 名程度、その他学校運営に直接かかわる者は 1 日 6 名程度を想定。現在籍生徒 90 名の年齢構成は以下の通り。

10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代	合計
15 名	12 名	14 名	11 名	13 名	3 名	18 名	4 名	90 名

また、令和 4 年度の生徒数と喫食数の実績については、以下の通り。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
生徒数	77	86	89	89	89	90	91	90
日数	7	19	20	16	8	20	20	19
提供数	558	1,700	2,020	1,514	697	1,546	1,536	1,406
1 日あたりの提供数	80	89	101	95	87	77	77	74

7 人員配置について

業務を安定的、継続的に実施することができるよう無理のない人員配置を行うこと。詳細は下記のとおりとすること。

配置人員については、各業務に支障のない範囲で他業務（夜間中学給食提供業務以外も含む）との兼務を可とする。

(1) 調理に関する人員

下記の人員を置くものとする。

- ア 食品衛生責任者
- イ 調理員
- ウ 献立作成者

(2) 配送に関する人員

(3) 事務局に関する人員配置

- ア 業務全体の管理責任者を置くこと。
- イ 次の業務に対応可能な人員配置とすること。
 - (ア) 注文、キャンセルの取りまとめ
 - (イ) 利用者からの料金の徴収
 - (ウ) 業務実施全般に関する事項

8 業務内容

(1) 献立の作成

夜間中学給食の献立作成にあたっては次の点に配慮すること。

- ア 1 食あたりのエネルギー量は 600 kcal 程度を基準に主食（米飯等）の量を小盛、中盛、大盛を喫食者が選んで注文できるようにすること。
- イ 受託者は自らの創意工夫により、生徒に喜ばれる献立の提供に努めること。
- ウ 栄養成分表示などを通じ、栄養等に関する情報提供を行うよう努めること。
- エ 献立のアレルギー品目については、食品衛生法により表示が義務付けられている「特定原材料」7品目、表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」21品目を献立表に表示すること。
- オ 献立の作成サイクルは1か月毎とし、作成した献立は学校長の許可を得たうえで、翌月1か月分のメニューを3週間前までに学校を通じ生徒・教職員に対し公表すること。

(2) 注文の受付及びキャンセル対応

- ア 学校が取りまとめた注文に応じて夜間中学給食を準備すること。なお、注文票等については、受託者が準備すること。学校が取りまとめた翌月分の注文票については、翌月の夜間中学給食の開始日の10日前までに受託者に送付できるように学校が取りまとめることとする。
- イ キャンセル可能な日まで学校からのキャンセル連絡を受け付け、適宜、個々の生徒・教職員ごとの給食提供日一覧を作成し、毎月末に学校に提出すること。なお、キャンセルした食事については、本人負担及び委託料ともに発生しないこととする。但し、喫食数が1日30食を下回る場合においても、委託者は委託料の最低保障として1日につき30食分（30食×@310円）を受託者に支払うこととする。
- ウ キャンセル前に料金を徴収した場合は、利用料を適切に払い戻すこと。

(3) 夜間中学給食の調理・配送

- ア 学校においては、電子レンジを含む加熱・調理ができないため、配送後そのまま食べられるものとする。
- イ 学校への搬入については生徒の登校時間の混雑を避けるため17時30分以降とし、学校での喫食時間の開始（18:10）に間に合うよう夜間中学給食を学校に配送する。納品場所や納品時の駐車場所については、学校の指示に従うこと。なお、配送の際に当該日の給食提供者一覧を作成、持参し、当該日の喫食者を確認できるようにすること。
- ウ 容器については、使い捨てまたは回収容器のいずれも対応可とするが、回収容器の場合は容器の引き取り方法について学校と調整すること。使い捨ての容器の場合は、バイオマス容器とすること。

(4) 給食費の徴収

喫食した生徒・教職員の給食費を徴収すること。なお、口座引き落としとする場合については、口座情報の取得については、受託者が作成した書類について学校を通じて生徒・教職員から取得することを想定する。

なお、札幌市公立夜間中学就学支援（いわゆる就学援助）を受けている生徒については、学校から受託者に本人負担分を支払うこととする。

委託者が支払う金額については、月締めとして、翌月に委託者に請求すること。

9 事故等に関する事項

(1) 連絡体制の整備

調理・配送における事故等を確認した場合の連絡体制を整備すること。

(2) 対応状況等の記録

調理・配送における事故等を確認し対応した場合には、利用者への対応状況、発生原因等の詳細を記録すること。

(3) 報告を要する事故

以下の報告を受け、もしくはその事実を確認した場合は、利用者等に対して適切な対応を行うとともに、担当課へ速やかに報告すること。

ア 利用者に健康被害がある、又はその疑いのある場合（提供した食事に起因するもの）

イ 明らかに業者の過失によって食事に異物が混入した場合

ウ その他必要と認められる場合

(4) 報告書の提出

(3) のア、イ、ウに該当した場合は、(2) の対応状況を記録したものに再発防止策を記載した報告書を担当課へ速やかに提出すること。

10 営業許可等

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて受託者の負担において行うこと。

11 賠償責任保険

受託者は、偶然の事故や食中毒等の万一に備えて賠償責任保険に加入すること。

12 業務報告等

(1) 受託者は、業務開始日までに、次の項目について学校及び委託者に提出すること。

ア 食品衛生責任者設置（変更）報告書

イ 営業許可証の写し

(2) 受託者は、毎月1月分の実績食数を取りまとめ、夜間給食提供実績報告書を翌月10日までに学校および委託者に報告すること。

- (3) 緊急時の連絡体制及び連絡先を報告すること。
- (4) その他必要な事項について報告すること。

13 特記事項

- (1) 受託者は、夜間中学給食の提供に関し、委託者の施策・方針に基づき協力を求められた場合、できる限り配慮すること。
- (2) 受託者は、この仕様書以外に学校及び委託者が改善の必要を認めた事項について、別途協議の上改善に努めること。
- (3) 本業務の履行にあたっては、情報セキュリティ取扱注意事項（別紙）を順守すること。
- (4) その他疑義が生じた場合は、別途協議のうえ決定する。